

特集

消費税率 引き上げ 決定!

押さえておきたい 7つのポイント

現行5%の消費税が来年4月1日から8%に決定し、平成27年10月1日からは10%に引き上げられる見込みです。皆さん、準備はお済みでしょうか。今回の特集では、当所エキスパートバンクの登録専門家、税理士の米田正美さんに、消費税引き上げ日(施行日)までにやっておくべきこと、注意すべき点を伺いました。それらを「経営面での注意点」編として3項目、「消費税率引き上げに伴う新しい法律」編として4項目に分けてご紹介します。

また、最後のページでは、消費税転嫁対策に役立つ、当所の各種サポートメニューをご紹介しますので、消費税引き上げ対策の一助としてご活用ください。

今回の消費税率引き上げは、経営にさまざまな影響を及ぼすことが想定されます。それらの課題を乗り切るために、総合的な経営力強化に役立つ「7つのポイント」を挙げてみました。しっかりと対策を練ることで、盤石な経営維持のための準備が整えられるはずです。

消費税率引き上げによる最大の関心事は、価格転嫁(消費税分を上乗せすること)をいかに成功させるかということだと思えます。価格転嫁できないと、税込の売上額は変わらず、税引の売上額は減り、利益も減ります。価格転嫁するとどうなるかと言いますと、価格の値ごろ感や、ワンコインで買える手軽さ等が感じられなくなり、消費者が離れてしまうことも考えられます。

税率引き上げ分を価格転嫁しないと、売り上げや利益の減少に直結します!

税率5%の場合		税率8%になっても販売価格を据置いた場合	
売上額(税込)	20,000円	売上額(税込)	価格据置 20,000円
売上額(税抜)	19,047円	売上額(税抜)	18,518円
消費税額	953円	消費税額	1,482円

税抜きの売上額が529円も減少!

しっかりと対策を立て、
盤石な経営維持のご準備を。



米田 正美 さん
よねだ まさみ

当所エキスパートバンク登録専門家
米田会計事務所(青葉区錦町)
税理士・中小企業診断士

当所エキスパートバンク登録専門家に聞きました

「経営面での注意点」編

ポイント1 収益確保策を 考える。

事業全体で 売上・利益をとらえる

消費税率が引き上げられることで、税抜金額は変わっていないのに、消費者は「ちよつと高くなつたな」という印象を抱き、それが消費の落ち込みを招いて、売上に対する影響が出てくることも想定されます。また消費税引き上げ前の駆け込み需要が高まると同時に、消費税が8%になった後は、需要が一時的に減少することが予測されます。ある程度、需要が増える分と減る分の両方を勘案して、事業全体で売上・利益を考え、販売計画をしっかりと立てておく必要があります。

商品価格に メリハリをつける

すべての商品で一律に転嫁できれば問題ありませんが、一律に転嫁ができない場合、言っておきたいのが「商品ごと」に価格のメリハリをつける」ということです。据え置きにするものがあれば、値引きをするものもあるといった価格戦

略を立て、最終的に全体としての利益を確保できるようにします。

既存商品を見直す

商品戦略として、既存商品の価格をそのまま変更するのではなく、商品の提供方法や組み合わせなどを変更することで、既存商品の付加価値を高め、消費税とは関係なく本体価格をアップする方法も考えられます。同時に新商品を開発するといった取り組みにより、価格競争にさらされることのない価格設定ができるようになります。

コスト削減を図る

仕入れにかかった原価と利益だけで価格を決定していないか、この機会に見直してみてください。広告宣伝費やオフィスの家賃や水道光熱費も確実に把握した上で、適正な価格設定を行うよう心がけましょう。



ポイント2 納税資金と資金 繰りを考える。

資金繰り表を作成する

たとえ経営が赤字であっても、消費税は納付しなければなりません。しかも消費税率が引き上げられれば、利益は変わらなくても「納税額の増加」や、「仕入れ・諸経費に係わる資金の増加」を招きます。消費税引き上げに備えて、しっかりとした資金繰り対策が必要です。

注意 「滞納」は経営に 大きな影響を 与えます。

延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招く。納税証明書が出せないため金融機関からの借入れが困難になる。取引先を含め、社会的信用を失う恐れがある。



ポイント3 社内体制を 整備する。

社内ルールの周知徹底

経営陣による転嫁対策の方針決定後、社内ルールを設定します。例えば、取引先と価格交渉をする場面では、商品ごとの目標利益を設定し、値引きのルール（現場での裁量幅）を決めて目標の利益を確保します。また、値札等を外税表示にした場合、お客さまの誤解によるクレームが発生することが予想されますので、その対応にもルールを決めておきましょう。想定問答集を作成し、従業員の皆さんにロールプレイを通じて教育する方法も効果的です。さらに税率引き上げ後は旧税率と新税率が混在し、経理処理が複雑になります。契約書などの書類を整備し、適用税率と税額を明記した請求書を作成するなど、レジをはじめとする会計システムの変更と合わせ、社内ルールを事前に整備しておく必要があります。

「消費税率引上げに伴う新しい法律」編

消費税の円滑かつ適正な転嫁を目的として、「転嫁対策特別措置法」が成立しました。これは平成25年10月1日から施行され、平成29年3月31日限りで効力を失う時限立法です。

中小企業の価格転嫁をサポートする「転嫁対策特別措置法」において、押さえおきたい項目は次の4つです。

「転嫁対策特別措置法」の4つの特別措置

- ① 消費税の転嫁拒否等の行為（減額買いたたき等）が禁止されています。
- ② 消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。
- ③ 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められています。
- ④ 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められています。

表示方法を統一しましょう!



ポイント 4

消費税の転嫁拒否等の行為が（減額、買いたたき等）禁止されていることに注意。

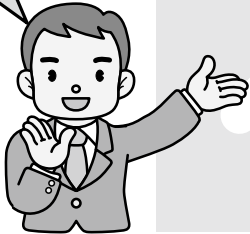
特定事業者（買い手）が、特定供給事業者（売り手）から受ける商品または役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることが禁止されています。禁止される転嫁拒否などの行為は次の4類型です。

注意

禁止される4類型の行為

- 1 減額または買いたたき
- 2 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 3 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否
- 4 報復行為

このような行為は禁止です!



ポイント 5

消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止されている。

消費者に消費税を負担していないかのような誤解を与えたり、納入業者への買いたたきや競合する小売業者の転嫁を阻害したりしないように、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

禁止される3つの表示

対象は、中小企業を含む全ての「事業者」です。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示。

「消費税は転嫁していません」
「消費税は当社が負担しています」

② 取引の相手方から負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの。

「消費税率上昇分値引きします」

③ 消費税に関して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令が定めるもの。

「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

注意 「消費税」と言わなければ良い?

「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示にあたりません。

禁止されない表示の例

春の応援セール
実施中

消費税との関連がはっきりしない「春の応援セール」「新生活応援セール」

3%値下げセール
実施中

たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」「3%還元」「3%ポイント還元」

8%還元セール
実施中

たまたま消費税率と一致するだけの「10%値下げ」「8%還元」「8%ポイント進呈」

ポイント
6

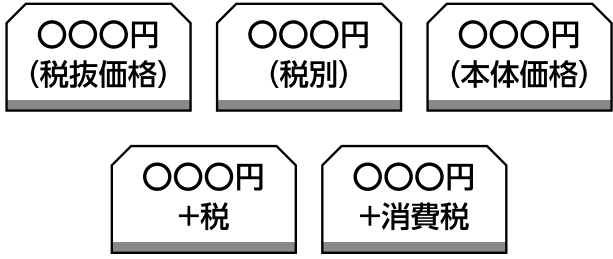
「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められている。

平成25年10月1日から施行され、平成29年3月31日までの間、総額表示義務（消費者に商品の販売やサービスの提供等を行う場合に、消費税額を含めた価格を表示する義務）が緩和され、次の特例（外税表示・税抜き価格の強調表示）を利用することが認められています。

特例1

「外税表示」は消費者に誤認されないための対策が必要です。

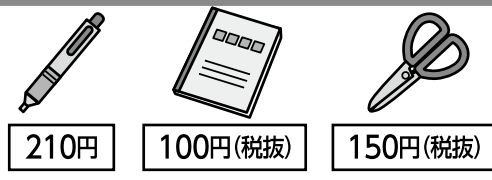
例①：個々の値札などで表示する場合
※値札の他、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等が対象となります。



うちは商品数が多いから、一度に値札を貼り替えるのは大変だな。税率引上げ日までに徐々に値札を貼り替えよう。

でも、税込み価格と税抜価格の値札が混在すると、お客さまに誤解を与えないか心配だな。商品棚等に説明文を掲示しよう。

当店では、税込表示の商品と税抜表示の商品があります。税抜価格の商品につきましては、値札に『税抜』と表示しています。



例②：店内の掲示やチラシ等で一括して表示する場合

個々の値札等は「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示する場合、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に表示を行う必要があります。

例③：店内の一部の商品等について、税抜価格のみの表示を行う場合

当店では、税込表示の商品と税抜表示の商品があります。税抜価格の商品につきましては、値札に『税抜』と表示しています。

特例2

「税抜価格の強調表示」は、税抜価格を明瞭に表示する必要があります。

〈明瞭に表示されているといえる例〉

- 9,800円 (税込10,584円)
- 9,800円 (税込10,584円)
- 9,800円 (税込10,584円)
- 9,800円 (税込10,584円)

〈明瞭に表示されていない例〉

- 税抜価格表示の文字の大きさに問題がある例
9,800円 (税込10,584円)
- 文字間余白、行間に問題がある例
9,800円 (税込10,584円)
- 背景の色との対照性に問題がある例
9,800円 (税込10,584円)

ポイント
7

「経過措置」に注意する。

今回消費税率が従来の5%から、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%に引き上げられる予定です。この新税率が適用されるのは、消費税率引き上げ日（施行日）以後に資産の譲渡等を行った場合です。施行日より前に契約を締結しても資産の譲渡が施行日以後であれば新税率が適用されます。

しかし、契約の時期や内容等によっては、消費税率引き上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められています。例えば、工事等の請負契約の場合、経過措置の「指定日」（平成25年10月1日）より前に契約を締結していれば、施行日以後に完成引き渡しを行っても、旧税率が適用されます。

契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、「この契約の場合にはどちらの消費税率が適用されるのだろう」と不安を感じた場合には、最寄りの税務署や税理士に相談したり、仙台商工会議所の各種サポートを活用してみたいかがでしょうか。

次ページでは、「経過措置」の解釈の例と、当所の消費税率引き上げ対策をサポートするサービスについてご紹介します。

「経過措置」のケーススタディ

- 金額が確定した請負契約の締結
- ⇨ 金額が確定していない請負契約の締結
- ➡ 完成品の引渡し・役務の全部完了
- ⇨ 金額が増額するような変更契約の締結

	H25. 10.1 (指定日)	H26. 4.1 (施行日)
指定日前日までに契約を締結し、 施行日前に引き渡した事例 ⇒原則どおり5%	→	➡
指定日以後に契約を締結し、 施行日前に引き渡した事例 ⇒原則どおり5%		⇨
指定日前日までに金額の確定した 契約を締結し、施行日以後に引き渡した事例 ⇒経過措置を適用して5%	→	➡
指定日前日までに 金額の確定していない契約を締結したが、 契約金額の確定が指定日以後となった事例 ⇒指定日前日までに契約・着工したとしても、 契約金額の確定が指定日以後となった場合は 経過措置対象外となり8%	⇨	➡
指定日前日までに金額の確定した契約を 締結したが、指定日以後に契約の変更があり、 最終的に金額が増額された事例 ⇒当該増額される前の金額は経過措置の対象となり5%、 増額された金額は経過措置の対象外となり8% ※ちなみに、当初金額より減額される変更の場合は全額が5%となる。	→	➡
施工日以後に契約を締結し、 施工日以後に引き渡した事例 ⇒原則どおり8%		⇨

当所の各種サポートをご活用ください

中小企業・小規模事業者が、消費税率引き上げを乗り切ることができるように、当所ではさまざまなサポート態勢を整えています。消費税増税まであと約4カ月。本特集を見て「わが社もそろそろ対策をしよう！」と思った方、まずは会議所にご相談ください。

消費税転嫁対策をしようと思ったら

仙台商工会議所のセミナーを活用しよう！

当所では、消費税転嫁対策関連のセミナーをこれまでに引き続き多数開催する予定です。詳細が決まり次第「飛翔」ミニバックや折り込みチラシ、当所HPなどでお知らせいたします。

ハンドブックを入手しよう！

日本商工会議所では消費税転嫁対策特別措置法の活用等についてわかりやすく解説したハンドブックを発行しています。ハンドブックはHPからダウンロードしていただくか、当所で無料配布しています。

- 小冊子(PDF)ダウンロードはこちらのアドレスから

<http://www.jccci.or.jp/chusho/handbook.pdf>



商工会議所の窓口にご相談しよう！

消費税の転嫁対策だけでなく、経営に関するお悩みの解決は、当所の窓口にお気軽にご相談ください(お待たせせずにご相談を伺うためにも、事前にお電話いただくことをお勧めします)。来所が難しい方は、当所に登録している専門家を無料で事業所に派遣することも可能です。※専門家無料派遣のご利用には従業員数など一定の条件がございます。詳細は左記担当課にお問い合わせください。

消費税転嫁対策のご相談は、当所経営支援チームまでお気軽にお電話ください。(TEL: 265-8127)